

三田市と株式会社プレイドとのデータ利活用による 利便性の高い行政サービス創出の推進に関する連携協定書

三田市（以下「甲」という。）と株式会社プレイド（以下「乙」という。）は、データ利活用による利便性の高い行政サービス創出の推進に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が推進する「さんだ里山スマートシティ」における「市民生活の質の向上」と「市役所のスマート化」の一環として、データ利活用による利便性の高い行政サービスの創出に資する取り組みを行い、市民体験（CX=Citizen Experience）向上に係る有効性及び課題について実証することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について実証を行う。

（1）乙のサービスであるCXプラットフォーム「KARTE（カルテ）」（以下「カルテ」という。）を用いて、市ホームページ等のWEBサイト上の来訪者の閲覧・操作等の状況（以下「閲覧等の状況」という。）を確認すること。

（2）閲覧等の状況を分析し、市民の困りごとに関する仮説から市民が求める情報にたどり着くことができるよう、ガイダンス表示やプッシュ型コミュニケーション等の仕組みについて実証すること。

（3）カルテ以外のITソリューションとの連携を検討すること。

（4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、具体的な取り組み内容、実施方法等について協議のうえ、別途定めるものとする。

（結果報告）

第3条 甲及び乙は、前条に関する取り組みについて協力して取りまとめを行うものとする。

2 乙は、前条に関する取り組みを行った場合は、実施期間終了後30日以内に、実証の結果についての報告書を整え、甲に提出するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の実施により得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。乙は、本協定の実施により知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律、三田市個人情報保護条例及び個人情報特約条項を遵守する。

2 前項に定める義務は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も存続するものとする。

3 その他、守秘義務について双方協議のうえ、別途定めるものとする。

(知的財産権)

第5条 本協定に基づき共同で行った技術開発により生じた知的財産権の取扱いについては、双方協議により別途定めるものとする。

(確認事項)

第6条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲及び乙以外の者（地方公共団体等を含む。）と連携し協力することを妨げるものではないことを相互に確認する。

(反社会的勢力の排除)

第7条 乙は、三田市に対し、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋若しくはこれらに準ずる者、その構成員若しくは準構成員（暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。）その他の反社会的勢力に該当しないことを表明確約しなければならない。

2 その他、反社会的勢力の排除について双方協議のうえ、別途定めるものとする。

(有効期限)

第8条 本協定の有効期限は、本協定の締結の日から1年間とする。本協定の有効期限が満了する1ヶ月前までに双方いずれからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に関し疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙は各自記名押印のうえ各1通を保有する。

令和4年7月27日

甲

兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

三田市

三田市長 森 哲男

乙

東京都中央区銀座6丁目10番1

GINZA SIX 10階

株式会社 プレイド

STUDIO ZERO 事業部長 仁科 奏